

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
1	04県央	01地域福祉施策	01民生委員	民生児童委員について	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員活動は、一人当たり相談件数も増加し、内容も複雑になっている。 ・民生児童委員の定数を減らすという話もあるが、当分は現状数でお願いしたい。また、活動状況を考えると、報酬のアップをお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員の方の相談件数の増加、福祉制度の多様化に伴い、相談内容も複雑・多様化し、非常にご苦労されていることは承知している。 ・しかしながら、委員の定数についても維持していくのがやっとの状況があり、報酬についても今後皆様方の声を聞きながら検討していく考えであるので、ご理解頂きたい。 	2011/3/11「これからの民生児童員のあり方に関する検討会」を設置。検討会において、定数、活動、報酬等について総合的に検討することとしている。	地域福祉課
2	03出雲	01地域福祉施策	02地域福祉活動	一人暮らし高齢者等をサポートする仕組みづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし世帯をはじめとして、地域で暮らす様々な課題を抱えている方を支えるには、全体的に進んできているゆるやかな見守り体制と課題をとらえ問題解決につなげる仕組みが必要。 ・国の安心生活創造事業を平成21～23年度の3年間実施し、市全域で体制づくりを行っているところ。 ・中山間地域でも様々な課題があるが、希望する市町村がなかったと聞いている。3年間しか補助金がないことがネックかもしれないが、県内全域でこのような取り組みが広がる必要があると考えるが県の考えを伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安心生活創造事業は、厚生労働省10/10の補助事業で平成21年度から3か年のモデル事業であり、全国では58市町村が取り組んでいる。 ・国は、モデル事業を通じて優良事例を集め全国的に波及していきたいと考えている。 ・平成24年度以降国がどう予算化するか見守っていききたい。 ・県事業として、平成20年度から自治会単位での地域福祉のあり方についてモデル事業を実施しているところ。平成20年度は中山間地域、平成21年度は市部、平成22年度は離島で実施。 ・平成23年度以降も取り組みを進め、事例を紹介し普及していきたい。 	H 2 3 年度新規事業「しまね流安心生活創造プロジェクト推進事業」 事業費：300,000千円 内 容：モデル事業の成果を踏まえ、自治会等を単位とする見守り、支え合いの体制づくりを全市で展開 補助率：10/10	地域福祉課
3	04県央	01地域福祉施策	02地域福祉活動	C SWへのフォローアップ研修について	<ul style="list-style-type: none"> ・C SW養成研修で、県央地域は何名養成されたか。 ・他地域での活動状況を教えてほしい。 ・要援護者の地域での生活支援やセーフティネットの体制づくりを行うC SWの養成要件、資格要件等を示して貰いたい。県央での活動状況も教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・C SW：コミュニティソーシャルワーカーとは、地域住民に対する福祉サービスや生活課題の調整等を行う。平成20年度には年間122名養成。市町村社協の職員が主で、多くは県社協で養成を続けている。県央地域では、平成20年までのところで、大田市で7名、川本町で2名、美郷町で2名、邑南町で3名の計14名である。 ・C SWとは、コミュニティソーシャルワークの実践者であり、コミュニティソーシャルワーカーという職種があるわけではない。養成課程でスキルを身に付け、それぞれの業務の中で実践しているものと承知している。事例をあげると、松江市の地域包括支援センターが行っている独居高齢者宅のゴミ出し支援、出雲市社協が行っている認知症高齢者の徘徊発見システムのなどは、C SWが中心となり、構築されたものである。 ・C SWの養成要件、資格について：受講対象者①市町村社協において、地域福祉活動推進部門を担当する職員②地域包括センターにおける社会福祉士・主任介護支援専門員③社会福祉施設等において地域福祉関係を担当する職員の方を対象にしている。 ・平成21年度にはC SW養成研修受講者を対象に、さらに実践力強化研修を開催し、36名の方が参加している。また、これらの方が自主的にコミュニティソーシャルワーク実践研究会というものを作り、活動を重ねている。 	回答のとおり	地域福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
4	04県央	01地域福祉施策	04その他	権利擁護事業について	<ul style="list-style-type: none"> 川本町社協は、基幹社協として権利擁護事業を行っている。美郷町と、邑南町も含め権利擁護事業を行っているが、非常に広範囲。中国5県では自治体で権利擁護事業を行っていないのが島根県と鳥取県と聞いている。権利擁護事業はそれぞれの自治体で行い、財源は一般財源化して貰いたい。 生活支援員も身分はそれぞれの基幹の社協職員ということになり、非常に不自然な形である。それぞれの自治体が責任を持って社協に財源を保障し、その中で社協が要支援者に対してサービスを提供していくという事が望ましい姿ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 各圏域の生活支援員さんについては、対象の方をたくさん抱えてご苦労されているという話は伺っている。 川本町社協に限らず、他圏域の社協や県社協などの実態や他県の様子も含めて、話を聞いてみたい。 	今後検討予定	地域福祉課
5	07隠岐	01地域福祉施策	04その他	生活保護者に対する対策について	<ul style="list-style-type: none"> 全国的にも県内でも生活保護者が増える傾向にあるが県の対策はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年9月のアメリカのリーマンショック依頼、世界的な不況により年末に路上生活者が増えたが、平成21年1月以降県内の生活保護の申請件数が、従来40～50件に対し70件台に増加した。 従来は障がい有する方、病気のある方、高齢の方が多かったが、平成21年1月以降はその他世帯、体は元気であるが離職した、ある程度貯蓄があったが離職したために貯蓄がなくなった、そういったケースが増えている。 生活保護は国民の最低生活を保障するというので、どのような理由であれ、生活ができなければ生活保護を受ける権利があるので、申請していただいて適用することが必要。 現在、経済対策として、生活福祉資金で離職者に生活資金を貸し付ける、離職にともない住宅を失った方に住宅資金を貸し付けるなど、ハローワーク、労働局サイドでも様々な離職者対策が用意されている。 また、ハローワークにおいては、職業紹介をするだけでなく、市町村・福祉事務所等が行う施策を紹介するワンストップサービスも実施されているところ。 これらの第二のセーフティーネットといわれる施策で対応して、どうしても生活ができないという場合は、最終的なセーフティーネットである生活保護で対応ということになる。 	ハローワーク、労働局サイドとさらに連携を強化して、就労支援等を実施していく。	地域福祉課